

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、このうち財政指標の公表に関する規定が平成20年4月から施行されました。

この法律により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされております。

枕崎市の平成20年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率は次の通りです。

1 健全化判断比率

(単位: %)

項目	平成20年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14. 27	20. 00
連結実質赤字比率	—	19. 27	40. 00
実質公債費比率	18. 5	25. 0	35. 0
将来負担比率	207. 0	350. 0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

2 資金不足比率

(単位: %)

公営企業会計の名称	平成20年度比率	経営健全化基準
枕崎市水道事業会計	—	
枕崎市立病院事業会計	—	
枕崎市公共下水道事業会計	—	20. 0

※ 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体(組合及び地方開発事業団を含む。)は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

3 早期健全化基準、財政再生基準

早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

なお、資金不足比率に対して定められている経営健全化基準は、この早期健全化基準に相当します。

財政再生基準とは、地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

4 施行等

健全化判断比率等の公表は、平成19年度決算から適用され、その義務付け等の規定については、平成20年度決算に基づく措置から適用されます。